

運営に関する基準

1 衛生管理等

事例
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の保管、消毒を委託により他の事業所に行わせているが、実施状況について定期的に確認していない。または、記録が残っていない。 ・福祉用具の消毒の業務に係る委託契約書その他関係書類において、基準省令解釈通知に掲げる文書により取り決めるべき事項の一部について、記載が確認できなかった。
指導内容・ポイント
<p>○保管、消毒の実施状況について、<u>定期的に確認し、その結果を記録</u>すること。</p> <p>○福祉用具の消毒の業務を他の事業所に委託する場合は、当該業務が適切な方法で行われることを担保するため、<u>委託契約において必要事項を文書により取り決める</u>こと。</p> <p>※取り決めなければならない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該委託等の範囲 ・ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ・ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準第13章第4節の運営基準〔福祉用具貸与の運営基準〕に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ・ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ・ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ・ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ・ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 <p>【居宅基準省令第203条第4項】</p> <p>【居宅基準解釈通知第3の11の3(7)②】</p>